

す。反射鏡の建設についてですが、現在、本年度まで三年間に四十四カ所私道の舗装が終わったと聞いております。その私道は先ほどのとおり出口が丁字路であり非常に危険ですので、六十二年度か六十三年度中に設置していただきたい。先ほど三十何基ということ、あれは公道だけだと思います。

次に、市道と私道の舗装について。六十二年一月三十一日現在、下水道本管整備は九八・三％となり、工事完了普及率は九三・七％。この資料の数字でいきますと残るのは四・六％なので、そうしたことから現在規則の見直しをしていただけるということなので、六十二年より実施できるということでのよいのかどうか一度伺いたします。また実施して

次に市道の側溝について。将来はし型暗渠の方式がよいと思いますが、工事費が相当かかると思います。また実施していただきたいが、U字溝の場合は鉄板のふたかけが理想的ですので二つの方法で進めてもらいたいと思いますが、できるのかどうか伺います。

仮称熊川地域体育館については、体育の運営については答弁のとおり専門職員の二名の、またそれ以上多ければ結構ですけれども、二名ぐらいの配置をしていただくということなので、体育館についてはそのように実行していただくように強く要望をしておきます。

以上、よろしく願います。

○議長（森田治男君） 暫時休憩いたします。

午後四時三十六分 休憩

午後四時四十七分 開議

○議長（森田治男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○助役（古谷徳男君） 自席から高水議員さんの多摩川の河川敷の道路計画につきまして市長の考え方をどうかというところでございますが、この件については非常に現在各種団体の調整、そういったものが建設省においても非常に難しい問題になっております。そんなことで、これに対して市の方も河川敷の利用の点についても非常に今まで苦慮しているところもございまして、これらにつきましては、今後いろいろ努力はしてまいります。貴重な御意見としてお聞きした

いと、このように御理解をちょうだいしたいと思います。

○建設部長（森田 進君） 河川の関係でございますけれども、堤外地に対する道路のある市は幾つぐらいあるかと、そういうことでございますが、私の方で確認していますのは世田谷の二子玉川の付近に堤外地に一応道路整備がされていると、それだけでございまして、堤防敷の内側にはかなり側道というふうな形で府中付近で整備されていると、そういう状況がございまして、堤外地としてはそこだけでございます。

それから、秋川の砂利のしゅんせつの関係でございますが、御案内のように秋川は国から都が委託をされて管理してると、そういう所でございまして、先ほど御指摘をいただきました所については、五日市の町内の問題ではなからうかと、そのように思います。

それから側溝の関係でございますけれども、側溝につきましては一応市の考え方としては、基本的には狭い道路が多いわけでございます。できるだけ側溝改良というふうな形で幅員を広くとりたいと、そういうことで一応整備を進めたいと思いますけれども、ただ必要な部分については溝ふたを乗せると、そういうふうな形でできるだけ危険排除することも今後必要ではなからうかと、そのように思います。以上でございます。

○教育次長（須崎 進君） お答えいたします。

武道館建設についての検討でございますけれども、検討会としては実施はしておりませんけれども、関係者いわゆる愛好者の方々とそういった武道場の使用状況等、あるいは来年度お願いします体育館につきましても畳がえというふうなことで、それぞれ関係者の方々から使用しやすいようにというような御要望をお聞きしているところでございますので、御了承を賜りたいと存じます。

それから小中学校の非行の件数でございますけれども、小学校につきましては特に報告はございませんけれども、中学校につきましては十件の延べ八十一人でございまして、内容といたしましては万引きであるとか無断外泊、家出等がそのように報告されているわけでございまして、六十一年度中の実績でございます。以上でございます。

○十六番（高水惣八君） 多摩川の河川敷の道路でございますけれども、助役の方から非常に貴重な意見ということで御答弁をいただいたのですけれども、ひとつ前向きで検討してもらおうように一応要望しておきます。

二に、多摩川についてですが、建設省は一般には河川敷は下がっていないと言っております。南公園は河川敷でありま

すので、浸水しても問題はないと建設省の方は説明があつたと聞いております。南公園前の河川敷は、特に河川の底地が上がつております。その説明をしていただき了解を受けて、一日も早くその排除ができるように一応要望をしておきます。

○次に武道館でございますけれども、先ほど二中の非行問題等も出ましたが、小学校はなし、中学は十件、八十一人ということですが、これからもういった意味もありますので、どうしても武道館が必要であると思います。予算等も基地の方からいただければできると思いますので、ぜひとも前向きな姿勢で武道館の建設に取り組んでいただきたいと思いますので、これも要望で結構です。

○反射鏡については、ぜひとも先ほど部長のおっしゃった三十二基というのは、これは公道だけだと思います。そうした公道が三十二基ということで、私道から私道と公道の丁字路には四十四カ所つけなければいけないのですから、現在まで四十四カ所でき上がっているわけですから、四十四カ所の反射鏡をつければ大いに効果が出るわけですので、その点今一回答弁をしていただきたいと思います。

○私道の舗装については、現在市でも見直しをしていることですが、ただ、やはりただそのときの砂利舗装、砂利整備だけするということはちょっと、しないよりもいいと思いますけれども、できればそういったことは一つの暫定的なこと、これからくみ取りが有料化してきますとだんだんに下水道がつながれるということだと思ひます。非常にまたその普及率がすばらしく上昇しております、先ほど四・六％ぐらいということだと思ひますけれども、それはもつとあると聞いておりますけれども、そういった小さいことでございますので、なるべく私がお願ひしてあるとおり、できたらもつと見直しを何とかやわらかくしていただいて、やはりそういった十分の一の下水道の工事をしてないというので九人も迷惑することですから、それもパーセンテージにすればわずかに多くても七％かそこらでございますので、ぜひその点を部長としても前向きな姿勢でひとつ進めていただきたいと思います。これも要望で結構です。

○あと、市道の側溝については、ぜひふたかけができますと広く使えますし、たしかU字溝の上には余り厚いふたをかけますとかえってそれが害になるわけですから、ぜひ鉄板等を敷くと、それもわずか三ミリか多くて五ミリぐらいの鉄板で済むので落差がないわけですから、そういった方法でひとつしていただきたいと思いますので、よろしく願ひいたします。以上です。

○建設部長（森田 進君） 一点の道路行政の中で、私道に係する反射鏡のことでございますけれども、確かに現在まで三

年間で四十四本の私道について整備をしていますが、この四十四本がすべて反射鏡が必要か、あるいは反射鏡をつけるだけのスペースがあるか、そういうことについてはまだ全部調べておりません。当然この私道は公道に接続しているというのがほとんどでございますので公道へ整備すると、そういうふうな形になるわけでございますが、必要に応じてこの四十四本の中も含めてカーブミラーについては整備をしていきたいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長（森田治男君） 十六番高水惣八君。四回目になりますので要望にとどめてください。

○十六番（高水惣八君） 非常に力強い、また熊川の地域体育館についても非常に納得のいくすばらしい答弁をいただきまして、非常にありがたく期待しておりますので、ぜひともきょうのお答えのとおり、今後忠実にひとつお願ひしたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（森田治男君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

なお、次回の本会議は、三月六日午前十時から開きます。

本日はこれをもって延会いたします。御苦勞さまでした。

午後四時五十九分 延会

福総庶彙第三千二百四十五号

昭和六十二年二月二十六日

福生市長 田村 匡雄 印

福生市議会議長

森田治男殿

昭和六十二年第一回福生市議会定例会の招集について

昭和六十二年二月二十六日付け、福生市告示第七号（別紙参照）をもつて、昭和六

十二年第一回福生市議会定例会を招集したので通知します。

⑤ 福生市告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和六十
二年第一回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

昭和六十二年二月二十六日

福生市長 田 村 匡 雄 印

一 期 日 昭和六十二年三月五日
二 場 所 福生市議会議場

写

福総庶発第三千二百四十六号

昭和六十二年二月二十六日

福生市長 田 村 匡 雄印

福生市議会議長

森 田 治 男 殿

議案の送付について

昭和六十二年第一回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

一 議案第六号 福生市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を

改正する条例

二 議案第七号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例

三 議案第八号 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例

四 議案第九号 福生市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

五 議案第十号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- 六 議案第十一号 福生市都市公園条例の一部を改正する条例
- 七 議案第十二号 福生市消防団に関する条例の一部を改正する条例
- 八 議案第十三号 福生市保育所入所措置条例
- 九 議案第十四号 昭和六十一年度福生市一般会計補正予算(第九号)
- 十 議案第十五号 昭和六十一年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第四号)
- 十一 議案第十六号 昭和六十一年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業
会計補正予算(第一号)
- 十二 議案第十七号 昭和六十一年度福生市下水道事業会計補正予算(第五号)
- 十三 議案第十八号 昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補正予算(第三号)
- 十四 議案第十九号 昭和六十一年度福生市一般会計予算
- 十五 議案第二十号 昭和六十一年度福生市国民健康保険特別会計予算
- 十六 議案第二十一号 昭和六十一年度福生市老人保健医療特別会計予算
- 十七 議案第二十二号 昭和六十一年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業
会計予算
- 十八 議案第二十三号 昭和六十一年度福生市下水道事業会計予算

- 十九 議案第二十四号 昭和六十一年度福生市受託水道事業会計予算
- 二十 議案第二十五号 市道路線の認定について
- 二十一 議案第二十六号 市道路線の廃止について

陳情第六十二—一號

生活協同組合運動発展のための意見書提出に関する陳情書

(陳情趣旨)

私たちは、「国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もつて国民生活の安定と生活文化の向上を期する」(消費生活協同組合法第一条)の趣旨に基づき、地域の主婦を中心とする組合員の出資・利用・運営の原則のもとで、安心して健康的な食生活の実現、明るく平和な社会の建設のために努力してまいりました。

このような生活協同組合の活動の発展は、単にその組合員の暮らしにとどまらず、広く市民の福祉と住みよい地域社会の実現に貢献できるものと思います。このように消費者の自発的な協同組織である生協は相対的に弱い消費者の経済的地位を強化し、社会的な対抗力としての消費者の地位を確立する上で大きな役割を持つものであり、その助長が図られるべきであることは、国会決議や政府の数次の経済政策の中でも明確にうたわれているところです。

しかし、最近、生協活動への誤解や偏見の上に、このような重要な役割を無視して、その活動を規制させようとする動きが強まっていることは、まことに残念なことです。とりわけ、私たちの活動が準拠する生協法そのものを「改正」し、未加入者に対する広告・宣伝までも規制するような動きがあることに、私たちは大きな危惧を抱いています。

一方、まだ生協の組織が未発達であつた昭和23年に制定された生協法は、今日の生協の規模や活動内容に照らして時代遅れになつた条項や、今後の発展の展望にそぐわない条項もあり、今や生協を規制するための「改正」ではなく、その発展を保证するための積極的な意味での見直しこそ必要になつていふと考えます。

貴議会が日頃、生協活動・消費者活動について御理解を示されていることに意を強くしている私たちは以上の趣旨から、国に対して左記のように生活協同組合運動発展のための意見書を提出していただきたく、ここに陳情いたします。

(陳情事項)

一、国が、生活協同組合の活動が果たしている社会的な役割を深く認識し、その一層の発展と向上のための措置を積極的に推進するよう、意見書の提出を求めます。

昭和六十二年二月二十三日

陳情者代表

福生市志茂一二六

生活協同組合 都民生協

片岡久子 ㊦

福生市加美平一十三一

西多摩生協理事

深瀬正史 ㊦

他千六十人

福生市議会議長

森田治男 殿

福議発第二十八号

昭和六十二年二月二十七日

殿

福生市議会議長 森田治男

議案説明員の出席要求について

昭和六十二年第一回福生市議会定例会に御出席くださるよう、地方自治法第二百一
条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

一日 時 三月五日(木) 午前十時
二場 所 福生市議会議場

写

福総庶発第 3 2 4 7 号

昭和 6 2 年 2 月 2 6 日

福生市議会議長

森 田 治 男 殿

福生市長 田 村 匡 雄 ㊦

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき報告します。